官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一
〔法規的告示〕
○しょうゆの日本農林規格を確認する件（農林水産一六七五）　一
○ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格を確認する件（同一六七六）　一
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一三五）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三〇）　二
○保安林の指定を解除する件（農林水産一六七七、一六七八）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一〇〇一）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇〇二～一〇〇五）　四
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一〇〇六）　四
○通訳案内士法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一〇）　四
○道路に関する件（関東地方整備局二二二）　四
〔国会事項〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔人事異動〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔褒　賞〕
内閣　内閣府　最高裁判所　五
〔皇室事項〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配四）　六
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
会社その他　七

省　令

○農林水産省令第五十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第三項及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十八条の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則及び家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「新石垣空港」を「石垣空港」に改める。

一　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第六条第三号

二　家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千六百七十五号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林規格（平成十六年農林水産省告示第千七百三号）（ＪＡＳ　一七〇三）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

○農林水産省告示第千六百七十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ノングルテン米粉の製造工程管理の日本農林規格（令和二年農林水産省告示第二千百二十号）（ＪＡＳ　〇〇一四）を確認したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

その他告示

○法務省告示第百三十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月十日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属

同　宮地　裕美

同　園部　典生

同　佐藤　方生

同　内藤　正之

同　峯　俊之

同　醍醐　邦治

同　秋山　仁美

同　関　一穂

同　多見谷寿郎

同　岩崎　吉明

同　一木　文智

同　前澤　康彦

同　藤井　俊郎

同　飯塚　宏

同　金子　直史

同　市川　祐一

同　福島　弘

同　景山　太郎

同　安藤　範樹

同　築　雅子

同　中嶋　功

同　内堀　宏達

同　宮川　博行

同　吉田　克久

同　中村　誠

同　馬場　純夫

同　石川さおり

同　秋元　豊

同　喜多　剛久

同　髙瀬　一嘉

同　永村　俊朗

同　金澤　勝幸

同　千葉雄一郎

同　猪俣　尚人

さいたま地方法務局所属